

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

I. 企業集団の現況

- ・ 当事業年度の事業の状況
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 財産及び損益の状況
- ・ 主要な事業内容
- ・ 対処すべき課題

II. 会社の現況

- ・ 会社の株式に関する事項
- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会社役員に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項

III. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社コーポレートサイト(<https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

グリー株式会社

■事業報告

1. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

我が国における個人のスマートフォン保有率は前年比5.0ポイント増の74.3%(出典：総務省「令和3年通信利用動向調査の結果」と伸びるとともに、2020年の国内ゲームアプリの市場規模も前年比8.4%増の1兆3,164億円(出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書 2021」と成長しております。しかしながら、国内外経済は新型コロナウイルス感染拡大により急速に悪化し、経済活動停滞の長期化も懸念され、予断を許さない状況となっております。

このような環境のもと、当社グループはインターネット・エンタメ事業、投資・インキュベーション事業の各事業において、積極的な投資に取り組んでまいりました。当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高74,906百万円(前連結会計年度比18.5%増)、営業利益11,498百万円(同5.9%増)となりました。また、当連結会計年度において、当社保有の外貨建資産より生じた為替差益2,657百万円を計上したことにより経常利益14,106百万円(同27.1%増)、前連結会計年度に繰越欠損金の解消等があった影響により当連結会計年度の法人税等が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益10,121百万円(同25.2%減)となりました。

なお、当連結会計年度より、投資・インキュベーション事業に係る収益及び費用等の処理方法に係る会計方針の変更を行っており、遡及適用後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。詳細は「第18回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の連結注記表の会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①インターネット・エンタメ事業

主力とするゲーム領域においては、既存のスマートフォン向けアプリゲーム(以下、「アプリゲーム」)の長期運営体制による収益安定化及び海外展開による収益力向上に取り組むとともに、新規アプリゲームをリリースし、複数本のヒットを創出いたしました。メタバース領域においては、バーチャルライブ配信アプリ「REALITY」の機能強化やコンテンツ拡充、グローバル展開を進め、また、広告・メディア領域においては、メディア力の強化とユーザー基盤の拡大を進めてまいりました。なお、当社グループにおける新型コロナウイルスの影響につきましては、広告・メディア領域において一部のメディアで影響を受けたものの、ゲーム領域及びメタバース領域への影響は限定的でした。

ゲーム領域の新規アプリゲームが貢献した結果、当連結会計年度の業績は、売上高71,877百万円(前連結会計年度比26.6%増)、営業利益9,734百万円(同81.0%増)となりました。

②投資・インキュベーション事業

投資・インキュベーション事業においては、インターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資に取り組んでまいりました。当社出資ファンドにおける保有株式の売却による収益が前連結会計年度より減少し、当連結会計年度の業績は、売上高3,029百万円(前連結会計年度比53.0%減)、営業利益1,763百万円(同67.8%減)となりました。

2. 主要な営業所(2022年6月30日現在)

(1) 当社

本社 東京都港区

(2) 子会社

会社法第299条第2項に基づき送付した招集ご通知の添付書類である事業報告1. 企業集団の現況(2)重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

3. 従業員の状況(2022年6月30日現在)

(1) 企業集団の状況

従業員数(名)
1,560 [1,080]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 当社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
365 [466]	37.9	6.1	8,196

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

回次	第15期	第16期	第17期	第18期 (当連結会計年度)
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (百万円)	70,936	62,665	63,210	74,906
経常利益 (百万円)	5,725	4,219	11,098	14,106
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,485	2,709	13,533	10,121
純資産額 (百万円)	110,669	113,406	120,212	90,930
総資産額 (百万円)	122,490	126,492	141,389	116,730
1株当たり純資産額 (円)	478.50	496.30	567.43	521.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.81	11.79	61.44	54.58
自己資本比率 (%)	89.9	89.3	84.6	77.4
自己資本利益率 (%)	3.1	2.4	11.6	9.6
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1,685 〔1,391〕	1,649 〔1,361〕	1,543 〔1,069〕	1,560 〔1,080〕

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式を当期連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
3. 会計方針の変更に伴い遡及適用を行ったため、2021年6月期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

回次	第15期	第16期	第17期	第18期 (当事業年度)
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (百万円)	45,666	39,371	22,560	14,919
経常利益 (百万円)	5,517	4,233	8,810	7,732
当期純利益 (百万円)	410	3,107	12,115	5,984
純資産額 (百万円)	108,683	111,781	116,703	83,155
総資産額 (百万円)	117,034	122,251	135,373	101,270
1株当たり純資産額 (円)	470.11	489.33	551.02	477.20
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.74	13.52	55.00	32.27
自己資本比率 (%)	92.5	91.1	85.8	81.6
自己資本利益率 (%)	0.4	2.8	10.6	6.0
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	726 〔738〕	718 〔770〕	399 〔489〕	365 〔466〕

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式を当期貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
3. 会計方針の変更に伴い遡及適用を行ったため、2021年6月期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

6. 主要な事業内容(2022年6月30日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社17社の計18社で構成され、インターネット・エンタメ事業及び投資・インキュベーション事業を展開しております。

(1) インターネット・エンタメ事業

・「GREE」の運営

当社グループが運営する「GREE」は、スマートフォンを中心に展開しております。「GREE」は、SNSの基本機能に加え、ソーシャルゲームなどの多様なコンテンツがいずれもSNSと密接に連動しており、ユーザー間のコミュニケーションを中心に据えた様々なエンターテインメント要素を備えている点が特徴であります。

・アプリゲームの開発及び運営等

当社グループは、アプリ配信プラットフォームへWFS、Pokelabo等の名義でスマートフォン向けゲームアプリの提供を行っております。主な収益源は、ユーザーからの有料課金収入であります。

・「REALITY」の運営等

当社グループは、バーチャルライブ配信アプリ「REALITY」の運営を行っております。主な収益源は、ユーザーからの有料課金収入であります。

・メディアの運営等

当社グループは、「aumo」「LIMIA」「MINE」「ARINE」の4つのメディア運営を行っております。主な収益源は、広告主からの広告収入であります。

(2) 投資・インキュベーション事業

当社グループはインターネット・IT領域を中心に投資するVCファンドやCVCを通じてスタートアップ企業への投資に取り組んでおります。

7. 対処すべき課題

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、グループ全体で各種の経営施策に取り組んでおります。当社グループは以下のとおり、対処すべき重要課題を定めております。

(1) インターネット・エンタメ事業

・ゲーム事業の継続成長

ゲーム事業は当社グループの収益基盤であり、ゲーム事業の継続成長のため、「エンジン×IP×グローバル」戦略を進めております。アプリゲームについては、グローバル運営体制強化による主カタイトルの収益力向上と中長期的な収益性向上を狙いIPの創出・育成力の強化に取り組んでまいります。

・「REALITY」の育成

メタバース事業は、バーチャルライブ配信アプリ「REALITY」を展開しており、グローバル数億人ユーザーを目指し、「REALITY」の各機能を強化に取り組んでまいります。

・広告・メディア事業の強化

当社グループは「aumo」等のメディアを複数展開しており、コンテンツ拡充を通じたメディア力強化に取り組むと共に、新たにSaaS事業を開始し、メディアとSaaSを連動させた事業の強化に取り組んでまいります。

(2) 投資・インキュベーション事業

当社グループでは、安定的な利益貢献を目指し、インターネット・IT領域を中心に投資するVCファンドやCVCを通じてスタートアップ企業への投資を中長期で継続して取り組んでまいります。

(3) 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後、新規事業を展開するにあたって、各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用及び育成に取り組んでまいります。また、新規事業分野に潜在する各種リスク群も踏まえて、内部統制及びコンプライアンス体制の充実及び強化を図ってまいります。

Ⅱ. 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

(1) 大株主(上位10名)(2022年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
田中 良和	東京都港区	110,771	63.94
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,969	5.76
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	8,000	4.62
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76166口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,959	3.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,975	1.72
藤本 真樹	東京都中央区	2,460	1.42
BNYM SA/N V FOR BNY M FOR BNY M GCM CLIE NT ACCTS M ILM FE	2 KING EDWARD STREET, LONDO N EC1A 1HQ UN ITED KINGDOM	1,743	1.01
BNY GCM CL IENT ACCOU NT JPRD A C ISG (FE- AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLE ET STREET LON DON EC4A 2BB UNITED KINGDO M	1,673	0.97
J. P. MORGA N BANK LUX EMBOURG S. A. 384505	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROU TE DE TREVE S, L-2633 SEN NINGERBERG, L UXEMBOURG	1,015	0.59
SMBC日興証券株式 会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	981	0.57
計	—	145,551	84.02

(注) 当社は、自己株式550千株を保有しております。

(2) 株式に関する重要な事項

① 株式の総数(2022年6月30日現在)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	640,000,000
計	640,000,000

② 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年7月1日～ 2018年6月30日	301,100	242,190,900	16	2,351	16	2,348
2018年7月1日～ 2019年6月30日	40,300	242,231,200	11	2,362	11	2,360
2019年7月1日～ 2020年6月30日	18,500	242,249,700	5	2,367	5	2,365
2020年7月1日～ 2021年6月30日	-	242,249,700	△2,267	100	-	2,365
2021年7月1日～ 2022年6月30日	△62,500,000	179,749,700	-	100	-	2,365

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2021年12月21日に株式の消却により発行済株式総数残高が62,500,000株減少しております。

③ 所有者別状況(2022年6月30日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び地 方公共団体	金融 機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	20	30	122	183	95	35,456	35,906	-
所有 株式数 (単元)	-	201,571	30,033	86,639	131,838	386	1,346,248	1,796,715	78,200
所有 株式数 の割合 (%)	-	11.22	1.67	4.82	7.34	0.02	74.93	100.00	-

(注)1. 自己株式550,527株は、「個人その他」に5,505単元及び「単元未満株式の状況」に27株を含めて記載しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式5,967,838株は、「金融機関」に59,678単元及び「単元未満株式の状況」に38株を含めて記載しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

取締役が有している新株予約権等の内容及び新株予約権等を有する者の人数
(2022年6月30日現在)

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間 (注) 2	行使条件	新株予約権を有する者の人数 (注) 5
第6回 新株予約権	506個	普通株式 50,600株 (注) 1	新株予約権 1個につき 127,400円	1株当たり 1円	2015年10月16日 ～ 2022年10月15日	(注) 3・4	1名
第7回 新株予約権	1,135個	普通株式 113,500株 (注) 1	新株予約権 1個につき 57,200円	1株当たり 1円	2015年10月15日 ～ 2025年10月14日	(注) 3・4	2名
第8回 新株予約権	731個	普通株式 73,100株 (注) 1	新株予約権 1個につき 53,300円	1株当たり 1円	2016年10月14日 ～ 2026年10月13日	(注) 3・4	2名
第9回 新株予約権	1,232個	普通株式 123,200株 (注) 1	新株予約権 1個につき 76,600円	1株当たり 1円	2017年10月13日 ～ 2027年10月12日	(注) 3・4	3名
第10回 新株予約権	1,208個	普通株式 120,800株 (注) 1	新株予約権 1個につき 48,200円	1株当たり 1円	2018年10月12日 ～ 2028年10月11日	(注) 3・4	4名
第11回 新株予約権	1,290個	普通株式 129,000株 (注) 1	新株予約権 1個につき 45,800円	1株当たり 1円	2019年10月11日 ～ 2029年10月10日	(注) 3・4	6名
第12回 新株予約権	1,500個	普通株式 150,000株 (注) 1	新株予約権 1個につき 50,000円	1株当たり 1円	2020年10月14日 ～ 2030年10月13日	(注) 3・4	6名
第13回 新株予約権	11,970個	普通株式 1,197,000株 (注) 1	新株予約権 1個につき 82,700円	1株当たり 1円	2021年10月14日 ～ 2031年10月13日	(注) 3・4	5名
第14回 新株予約権	875個	普通株式 87,500株 (注) 1	新株予約権 1個につき 81,000円	1株当たり 1円	2021年10月14日 ～ 2031年10月13日	(注) 3・4	6名

(注) 1. 新株予約権 1個につき100株

2. 新株予約権割当契約において、段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。
3. 当該新株予約権または新株予約権を有する者について当社による当該新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた当該新株予約権の行使は認められないものとしております(ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合を除く)。
4. 当該新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしております。
5. いずれも当社取締役(監査等委員である取締役を除く)であり、社外取締役は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(社外)	夏野 剛	当事業年度開催の取締役会13回の全回に出席し、主に通信及びインターネット業界における豊富な経験から当社の経営全般に関する発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、審議事項に対する適切な関与・助言を行っております。
取締役(社外)	飯島 一暢	当事業年度開催の取締役会13回の全回に出席し、主にメディア業界における豊富な経験から当社の経営全般に関する発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、審議事項に対する適切な関与・助言を行っております。
取締役(社外) 常勤監査等委員	松島 訓弘	常勤の監査等委員である取締役として監査等委員会の中心を担っております。当事業年度開催の取締役会13回の全回、監査等委員会14回の全回に出席しました。また、豊富なキャリアと高い見識から、監査等委員として当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・維持に関する発言を行っております。
取締役(社外) 監査等委員	島 宏一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回の全回に出席しました。また、管理部門及び監査役としての幅広い知見と経験に基づき、監査等委員として当社のガバナンス及び財務・会計に関する発言を主として行っております。
取締役(社外) 監査等委員	渡辺 伸行	当事業年度開催の取締役会13回の全回、監査等委員会14回の全回に出席しました。弁護士としての専門的見地から企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識に基づき、監査等委員として当社のコンプライアンス体制及びガバナンス体制の構築・維持に関する発言を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

4. 会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

3. 継続監査期間

16年間

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任または不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会及び監査等委員会並びにその使用人が、法令に定められた取締役及び使用人の職務執行に係る監督・監査を行う。
- ② 取締役及びその他の使用人の行動基準を明示した「倫理規程」を定めると共に、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
- ③ グループリスクマネジメント態勢の整備・維持及び強化の一環として、代表取締役社長直属のグループリスクマネジメント委員会を設置する。またリスクマネジメント及びコンプライアンスに関して、定期的に社内研修を実施する。
- ④ 内部通報窓口を内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員会が随時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 多様化するリスクに備えて各種社内規程の策定・遵守を推進し、リスクマネジメント態勢の整備・維持及び強化を推進する。
- ② 取締役会・グループ経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
- ③ 新規取引の開始に当たっては、「職務権限規程」「稟議決裁規程」「与信管理規程」等に基づく承認過程において慎重に調査・審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- ④ 内部監査室による内部監査により、リスクの早期発見・解決を図る。

- ⑤ 新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進すると共に、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
 - ② 取締役会に加えグループ経営会議を開き、「グループ経営会議規程」に定める範囲内で重要な業務執行案件の審議・報告を行う。
 - ③ 業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織、業務分掌、権限等に関する基準を社内規程に策定し遵守する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 「グループ規程」等に基づく親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図る。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。
- (7) 子会社の損失の危険の管理に関する体制
- ① 「グループ規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する態勢を自ら整備する責任を負うことを定める。
 - ② 子会社は、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について当社への報告態勢を構築する責任を負う。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 「グループ規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理・組織・権限及び規程等に関する事項について定める。

- (9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社法務総務部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する定期的な研修を実施する。
 - ② 内部通報窓口を当社内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (10) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会室等の使用人は監査等委員会を補助する。
- (11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会室等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (12) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・グループ経営会議等においてその内容を確認することができる。
 - ② 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - ③ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- (13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が会社の監査等委員会に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- (14) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (15) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続
その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (16) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。
- (17) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うと共にその適合性を確保する。
- (18) 反社会的勢力の排除に向けた体制
- ① 当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じることがないように毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- ② その整備として、法務総務部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり、組織的に対処できる体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社はリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるためにコーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を13回開催した他、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) グループリスクマネジメント態勢の整備について

当社はリスクの軽減・顕在化予防の推進及び迅速な対処のため「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、当社グループのビジネスにおいて想定されるリスクごとにグループリスク主管部門を設置し、社会環境や事業環境を勘案のうえ各リスクに適切に対応すること等によりグループリスクマネジメント態勢の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は役員及び従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては速やかに調査の上、取締役会に報告致しました。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度において監査等委員会を14回開催しており、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また監査等委員は取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を実施致しました。

IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社のグループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2022年8月22日開催の取締役会決議により、1株当たり11円(配当金総額は1,905百万円)といたしました。なお、配当金総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式への配当金65百万円を含めておりません。

■連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期	科目	(ご参考)前期	当期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	94,824	54,624	未払法人税等	914	2,485
受取手形及び売掛金	6,997	—	契約負債	—	4,657
受取手形、売掛金及び契約資産	—	7,754	賞与引当金	795	850
未収入金	2,260	1,567	拠点再編費用引当金	176	16
営業投資有価証券	21,951	22,215	未払金	6,599	6,091
金銭の信託	—	12,000	その他	3,140	1,873
その他	4,999	2,044	流動負債合計	11,626	15,975
貸倒引当金	△12	△3	固定負債		
流動資産合計	131,019	100,203	社債	8,000	8,000
固定資産			その他	1,549	1,824
有形固定資産			固定負債合計	9,549	9,824
建物	805	1,851	負債合計	21,176	25,800
工具、器具及び備品	309	509	純資産の部		
有形固定資産合計	1,114	2,361	株主資本		
無形固定資産			資本金	100	100
のれん	82	—	資本剰余金	4,637	2,365
その他	25	13	利益剰余金	125,674	86,320
無形固定資産合計	107	13	自己株式	△18,414	△3,690
投資その他の資産			株主資本合計	111,997	85,094
投資有価証券	5,422	9,493	その他の包括利益累計額		
繰延税金資産	278	716	その他有価証券評価差額金	7,674	5,291
その他	3,679	4,255	その他の包括利益累計額合計	7,674	5,291
貸倒引当金	△232	△313	新株予約権	492	490
投資その他の資産合計	9,147	14,151	非支配株主持分	48	53
固定資産合計	10,370	16,526	純資産合計	120,212	90,930
資産合計	141,389	116,730	負債純資産合計	141,389	116,730

連結損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
売上高	63,210	74,906
売上原価	25,632	30,054
売上総利益	37,577	44,852
販売費及び一般管理費	26,715	33,354
営業利益	10,861	11,498
営業外収益		
受取利息	4	27
受取配当金	35	12
為替差益	203	2,657
その他	90	52
営業外収益合計	334	2,751
営業外費用		
支払利息	31	51
支払手数料	65	55
リース解約損	—	29
その他	0	6
営業外費用合計	96	142
経常利益	11,098	14,106
特別利益		
投資有価証券売却益	2,880	10
違約金収入	—	754
その他	20	10
特別利益合計	2,901	775
特別損失		
固定資産除却損	66	67
減損損失	13	36
投資有価証券評価損	68	179
拠点再編費用引当金繰入額	186	—
違約金	230	—
その他	35	—
特別損失合計	601	283
税金等調整前当期純利益	13,398	14,598
法人税、住民税及び事業税	1,734	3,538
法人税等調整額	△1,866	936
法人税等合計	△132	4,474
当期純利益	13,530	10,124
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△3	2
親会社株主に帰属する当期純利益	13,533	10,121

連結包括利益計算書(ご参考)

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	前期	当期
当期純利益	13,530	10,124
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,156	△2,106
為替換算調整勘定	△0	—
持分法適用会社に対する持分相当額	273	△275
その他の包括利益合計	4,429	△2,382
包括利益	17,960	7,741
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,963	7,738
非支配株主に係る包括利益	△3	2

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	
2021年7月1日残高	100	4,637	125,674	△18,414	111,997
会計方針の変更による累積的影響額			△19		△19
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	4,637	125,655	△18,414	111,978
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,636		△2,636
親会社株主に帰属する当期純利益			10,121		10,121
自己株式の取得				△34,834	△34,834
自己株式の処分		△29		495	465
自己株式の消却		△2,267	△46,795	49,062	—
自己株式処分差損の振替		24	△24		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,272	△39,334	14,723	△26,883
2022年6月30日残高	100	2,365	86,320	△3,690	85,094

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2021年7月1日残高			492	48	120,212
会計方針の変更による累積的影響額					△19
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,674	7,674	492	48	120,193
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,636
親会社株主に帰属する当期純利益					10,121
自己株式の取得					△34,834
自己株式の処分					465
自己株式の消却					—
自己株式処分差益の振替					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,382	△2,382	△1	5	△2,379
連結会計年度中の変動額合計	△2,382	△2,382	△1	5	△29,263
2022年6月30日残高	5,291	5,291	490	53	90,930

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,398	14,598
減価償却費	734	535
減損損失	13	36
のれん償却額	82	82
受取利息及び受取配当金	△39	△40
支払利息	31	51
為替差損益(△は益)	△72	△1,430
投資有価証券売却損益(△は益)	△2,880	△10
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△539	△4,192
投資有価証券評価損益(△は益)	68	179
違約金収入	—	△754
違約金	230	—
売上債権の増減額(△は増加)	△14	△749
未収入金の増減額(△は増加)	△182	691
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△115	72
預け金の増減額(△は増加)	△2,007	2,910
長期前払費用の増減額(△は増加)	256	△435
未払金の増減額(△は減少)	△8	△245
前受金の増減額(△は減少)	2	—
契約負債の増減額(△は減少)	—	2,202
拠点再編費用引当金の増減額(△は減少)	△80	△160
その他	△188	1,186
小計	8,690	14,528
利息及び配当金の受取額	89	40
違約金の受取額	—	754
利息の支払額	△25	△51
違約金の支払額	△230	—
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△1,678	△2,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,846	13,218

(単位：百万円)

	前期	当期
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△50	△1,350
投資有価証券の取得による支出	△150	△4,000
投資有価証券の売却による収入	4,264	2
関係会社株式の売却による収入	130	94
敷金の差入による支出	△434	△548
敷金の回収による収入	559	616
その他	△102	△114
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,217	△5,299
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	7,958	—
自己株式の取得による支出	△9,651	△34,886
配当金の支払額	△2,276	△2,637
その他	△44	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,013	△37,516
現金及び現金同等物に係る換算差額	72	1,398
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,122	△28,199
現金及び現金同等物の期首残高	87,018	94,824
連結範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	682	—
現金及び現金同等物の期末残高	94,824	66,624

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社名

株式会社WFS

株式会社ボケラボ

グリーエンターテインメント株式会社

REALITY株式会社

Glossom株式会社

当連結会計年度において、グリーコミュニケーションズ株式会社、グリーキャピタルマネジメント株式会社及びグリーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリービジネスオペレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社等の名称

AT-I 投資事業有限責任組合

AT-II 投資事業有限責任組合

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリービジネスオペレーションズ株式会社

関連会社

ジーブラ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、STRIVE株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書为基础とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 拠点再編費用引当金

拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

イ. 顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社グループにおいて運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種アプリゲーム及びバーチャルライブ配信アプリ「REALITY」について、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。

ロ. ライセンス収益

当社グループは、ゲーム配信権等の許諾を行っております。当該ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収益については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であるとみなし、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ. 業務受託契約に関わる収益

当社グループは、ソフトウェア受託開発を行っております。当受託開発による顧客に対する履行義務は、顧客との契約内容に基づいて請負契約は成果物の提供を、委任契約は役務提供をそれぞれ履行義務として識別しております。進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、原価総額の見積額に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合によって算出した進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。委任契約については、契約期間に対する役務提供の経過期間に応じて収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

ロ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ハ. 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

当社及び一部の連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌連結会計年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、翌連結会計年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(有料課金収入に係る収益認識)

当社グループが運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種アプリゲーム及び「REALITY」における有料課金収入に係る収益は、従来ユーザーがアプリ内専用通貨を使用し、アイテムを購入した時点で収益を認識しておりましたが、ユーザーがアプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(3) 投資・インキュベーション事業に係る収益及び費用等の処理方法

当社グループは、これまで本業外の事業(営業外)として運営してきた投資・インキュベーション事業について、2021年7月より取組の強化により投資規模を拡大するとともに、新たに投資・インキュベーション事業を専業として行う事業部を設置し、当連結会計年度より本業として運営することとしました。

この変更に伴い、投資育成目的で取得した有価証券に係る損益について、従来、受取配当金を営業外収益、売却損益を特別損益、評価損を特別損失とする方法によっておりましたが、当連結会計年度より受取配当金及び売却金額を売上高、売却した有価証券の帳簿価額及び評価損等を売上原価に計上する方法に変更しております。また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)に係る損益について、従来、持分相当額を純額で営業外損益に計上しておりましたが、当連結会計年度より組合ごとに利益の場合は売上高、損失の場合は売上原価に計上する方法に変更しております。さらに、投資事業有限責任組合の運営を行う連結子会社の損益について、従来、営業外損益に計上しておりましたが、当連結会計年度より成功報酬及び管理報酬は売上高、組合運営に関する費用は販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。なお、連結貸借対照表上、従来、固定資産の「投資有価証券」に含めて計上しておりました投資育成目的で取得した有価証券は、当連結会計年度より流動資産の「営業投資有価証券」として表示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書は売上高が6,443百万円、売上総利益が6,028百万円、営業利益が5,483百万円それぞれ増加しております。また、前連結会計年度末の連結貸借対照表は固定資産の「投資有価証券」が21,951百万円減少し、流動資産の「営業投資有価証券」が同額増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の連結計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券(非上場株式)	906百万円
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	21,309百万円
投資有価証券(非上場株式)	2,905百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、当社グループの財政状態及び経営成績への重要な影響は発生しておりません。そのため、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症が繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに及ぼす影響は軽微であると考えております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,646百万円
----------------	----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式

179,749,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月20日 取締役会	普通株式	2,636	12.5	2021年 6月30日	2021年 9月6日

(注)2021年8月20日開催の取締役会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式への配当金82百万円を含めておりません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月22日 取締役会	普通株式	1,905	11.0	2022年 6月30日	2022年 9月5日

(注)2022年8月22日開催の取締役会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式への配当金65百万円を含めておりません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	50,600株	113,500株	73,100株	123,200株	120,800株	129,000株	150,000株	1,197,000株	87,500株
新株予約権 の残高	506個	1,135個	731個	1,232個	1,208個	1,290個	1,500個	11,970個	875個

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は主に自己資金及び社債で賄っております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり発行体の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合出資であります。これらは、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債は、固定金利無担保社債のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金銭の信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。業務提携に関する株式及び投資事業組合出資は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,150	4,127	△22
その他有価証券	2,438	2,438	—
資産計	6,588	6,565	△22
社債	8,000	7,977	△22
負債計	8,000	7,977	△22

(注)市場価格のない株式等は上記の表の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
営業投資有価証券(非上場株式)	906
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	21,309
投資有価証券(非上場株式)	2,905

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,438	—	—	2,438
資産計	2,438	—	—	2,438

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	4,127	—	4,127
資産計	—	4,127	—	4,127
社債	—	7,977	—	7,977
負債計	—	7,977	—	7,977

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	インターネット・エンタメ事業	投資・インキュベーション事業	
有料課金収入	60,079	—	60,079
その他(注)1	11,797	500	12,298
顧客との契約から生じる収益	71,877	500	72,377
その他の収益(注)2	—	2,528	2,528
外部顧客への売上高	71,877	3,029	74,906

(注)1. その他は、ライセンス収益及び業務受託契約に関わる収益等であります。

2. その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

(2)収益を理解する基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権(当期首)	6,997
顧客との契約から生じた債権(当期末)	7,623
契約資産(当期首)	5
契約資産(当期末)	130
契約負債(当期首)	2,455
契約負債(当期末)	4,657

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、681百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。

当該残存履行義務は、主にインターネット・エンタメ事業のライセンス収益に関連するものです。2年超の残存履行義務は、今後のライセンス収益の契約期間にわたり収益を認識します。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	280
1年超2年以内	230
2年超	1,159

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	521円76銭
1株当たり当期純利益金額	54円58銭

10. 重要な後発事象に関する注記

社債の発行

当社は、2022年3月25日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月14日に無担保社債を下記の条件にて発行しております。

(1) グリー株式会社第3回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)

発行総額	60億円
発行価額	額面100円につき金100円
利率	年 0.900%
発行年月日	2022年7月14日
償還期日	2025年7月14日
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない
手取金の使途	ゲーム事業に係る運転資金に充当

(2) グリー株式会社第4回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)

発行総額	17億円
発行価額	額面100円につき金100円
利率	年 1.200%
発行年月日	2022年7月14日
償還期日	2027年7月14日
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない
手取金の使途	ゲーム事業に係る運転資金に充当

■計算書類

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期	科目	(ご参考)前期	当期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	86,824	40,392	未払金	5,265	3,467
売掛金	2,423	1,779	未払法人税等	540	1,951
未収入金	3,687	3,961	契約負債	—	1,740
営業投資有価証券	22,237	22,244	賞与引当金	619	516
金銭の信託	—	12,000	拠点再編費用引当金	176	16
その他	4,205	716	資産除去債務	—	173
貸倒引当金	△8	△1	その他	1,673	481
流動資産合計	119,369	81,092	流動負債合計	8,275	8,347
固定資産			固定負債		
有形固定資産			社債		
建物	684	1,740	繰延税金負債	1,758	977
工具、器具及び備品	237	482	資産除去債務	560	735
建設仮勘定	26	—	その他	75	54
有形固定資産合計	948	2,222	固定負債合計	10,393	9,767
無形固定資産			負債合計		
ソフトウェア	5	2	負債合計	18,669	18,115
無形固定資産合計	5	2	純資産の部		
投資その他の資産			株主資本		
投資有価証券	4,158	8,237	資本金	100	100
関係会社株式	1,706	1,799	資本剰余金		
関係会社長期貸付金	12,901	12,814	資本準備金	2,365	2,365
その他	3,439	2,604	その他資本剰余金	2,272	—
貸倒引当金	△7,155	△7,503	資本剰余金合計	4,637	2,365
投資その他の資産合計	15,050	17,952	利益剰余金		
固定資産合計	16,003	20,177	その他利益剰余金	122,223	78,600
資産合計			繰越利益剰余金		
資産合計	135,373	101,270	利益剰余金合計	122,223	78,600
			自己株式	△18,414	△3,690
			株主資本合計	108,546	77,375
			評価・換算差額等		
			その他有価証券		
			評価差額金	7,665	5,290
			評価・換算差額等合計	7,665	5,290
			新株予約権	492	490
			純資産合計	116,703	83,155
			負債純資産合計	135,373	101,270

損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
売上高	22,560	14,919
売上原価	6,530	4,205
売上総利益	16,030	10,714
販売費及び一般管理費	8,296	5,712
営業利益	7,733	5,001
営業外収益		
受取利息	16	41
受取配当金	793	615
為替差益	213	2,459
貸倒引当金戻入益	83	—
その他	66	50
営業外収益合計	1,173	3,166
営業外費用		
支払利息	31	51
貸倒引当金繰入額	—	299
支払手数料	65	55
その他	—	30
営業外費用合計	96	435
経常利益	8,810	7,732
特別利益		
投資有価証券売却益	2,880	10
固定資産売却益	616	—
関係会社株式売却益	320	4
違約金収入	—	754
その他	22	10
特別利益合計	3,839	780
特別損失		
関係会社株式評価損	28	—
減損損失	13	36
投資有価証券評価損	—	179
拠点再編費用引当金繰入額	186	—
固定資産除却損	54	58
違約金	230	—
その他	2	—
特別損失合計	516	274
税引前当期純利益	12,133	8,237
法人税、住民税及び事業税	1,416	1,775
法人税等調整額	△1,397	478
法人税等合計	18	2,253
当期純利益	12,115	5,984

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年7月1日残高	100	2,365	2,272	4,637	122,223	122,223	△18,414	108,546
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,636	△2,636		△2,636
当期純利益					5,984	5,984		5,984
自己株式の取得							△34,834	△34,834
自己株式の処分			△29	△29			495	465
自己株式の消却			△2,267	△2,267	△46,795	△46,795	49,062	—
自己株式処分差損の振替			24	24	△24	△24		—
会社分割による減少					△150	△150		△150
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,272	△2,272	△43,622	△43,622	14,723	△31,171
2022年6月30日残高	100	2,365	—	2,365	78,600	78,600	△3,690	77,375

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等 合計		
2021年7月1日残高	7,665	7,665	492	116,703
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,636
当期純利益				5,984
自己株式の取得				△34,834
自己株式の処分				465
自己株式の消却				—
自己株式処分差損の振替				—
会社分割による減少				△150
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,375	△2,375	△1	△2,377
事業年度中の変動額合計	△2,375	△2,375	△1	△33,548
2022年6月30日残高	5,290	5,290	490	83,155

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)を採用しております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
主として定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
- ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 拠点再編費用引当金
拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

イ. 顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社において運営する「GREE」で配信しているゲーム及び他社プラットフォームで配信している各種アプリゲームについて、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。

ロ. 子会社からの経営指導料に関わる収益

当社における経営指導料に関わる収益は、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

当社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌事業年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、翌事業年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(有料課金収入に係る収益認識)

当社が運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種アプリゲームの有料課金収入に係る収益は、従来ユーザーがアプリ内専用通貨を使用し、アイテムを購入した時点で収益を認識しておりましたが、ユーザーがアプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(3)投資・インキュベーション事業に係る収益及び費用等の処理方法

当社は、これまで本業外の事業(営業外)として運営してきた投資・インキュベーション事業について、2021年7月より取組の強化により投資規模を拡大するとともに、新たに投資・インキュベーション事業を専業として行う事業部を設置し、当事業年度より本業として運営することとしました。

この変更に伴い、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)に係る損益について、従来、持分相当額を純額で営業外損益に計上しておりましたが、当事業年度より組合ごとに利益の場合は売上高、損失の場合は売上原価に計上する方法に変更しております。なお、貸借対照表上、従来、固定資産の「投資有価証券」に含めて計上しておりました投資育成目的で取得した有価証券は、当事業年度より流動資産の「営業投資有価証券」として表示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の損益計算書は売上高が4,562百万円、売上総利益が4,102百万円、営業利益が4,102百万円それぞれ増加しております。また、前事業年度末の貸借対照表は固定資産の「投資有価証券」が16,738百万円、「その他の関係会社有価証券」が5,498百万円減少し、流動資産の「営業投資有価証券」が22,237百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「未払法人税等」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」2,214百万円は、「未払法人税等」540百万円、「その他」1,673百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」56百万円は、「固定資産除却損」54百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	22,244百万円
投資有価証券(非上場株式)	1,649百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表」3. 会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、当社の財政状態及び経営成績への重要な影響は発生しておりません。そのため、当社においては、新型コロナウイルス感染症が繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに及ぼす影響は軽微であると考えております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,512百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	3,892百万円
短期金銭債務	928百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	1,554百万円
営業費用	607百万円
営業取引以外の取引による取引高	617百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	6,518,365株
------	------------

自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式5,967,838株を含めております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,501百万円
契約負債	537百万円
未払事業税	74百万円
減価償却超過額	470百万円
株式報酬費用	30百万円
投資有価証券	541百万円
関係会社株式	1,126百万円
繰越外国税額控除	534百万円
その他	794百万円
繰延税金資産小計	6,611百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,541百万円
評価性引当額	△4,541百万円
繰延税金資産合計	2,070百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,794百万円
その他	△253百万円
繰延税金負債合計	△3,047百万円
繰延税金負債の純額	△977百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社 3 ミニ ッツ	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会 社長期 貸付金 (注2)	1,225
				資金の回収	510		
				利息の受取 (注1)	1		
子会社	アウモ株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	20	関係会 社長期 貸付金 (注3)	1,545
				資金の回収	180		
				利息の受取 (注1)	1		
子会社	REALITY株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,160	関係会 社長期 貸付金 (注4)	4,890
				資金の回収	550		
				利息の受取 (注1)	4		
子会社	グリーライフス スタイル株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会 社長期 貸付金 (注5)	2,250
				資金の回収	190		
				利息の受取 (注1)	2		
子会社	グリーエンター テインメント株 式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	850	関係会 社長期 貸付金 (注6)	1,500
				資金の回収	—		
				利息の受取 (注1)	1		
子会社	グリーキャピ タルマネジメン ト株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,030	関係会 社長期 貸付金 (注7)	1,030
				資金の回収	—		
				利息の受取 (注1)	—		
子会社	株式会社WFS	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	780	関係会 社長期 貸付金	—
				資金の回収	2,650		
				利息の受取 (注1)	2		

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 株式会社 3 ミニッツへの貸付に対し、合計837百万円の貸倒引当金を計上しております。
 3. アウモ株式会社への貸付に対し、合計1,282百万円の貸倒引当金を計上しております。
 4. REALITY株式会社への貸付に対し、合計2,874百万円の貸倒引当金を計上しております。
 5. グリーライフスタイル株式会社への貸付に対し、合計1,900百万円の貸倒引当金を計上しております。
 6. グリーエンターテインメント株式会社への貸付に対し、合計290百万円の貸倒引当金を計上しております。
 7. グリーキャピタルマネジメント株式会社への貸付に対し、合計39百万円の貸倒引当金を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	477円20銭
1株当たり当期純利益金額	32円27銭

13. 重要な後発事象に関する注記

社債の発行

「連結注記表」「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

グリーン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田辺敦子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グリーン株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法

人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

グリーン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田辺敦子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーン株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書

日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、「第18期 監査等委員会監査計画」上の監査の方針と職務の分担等に従い、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他の重要な会議・委員会等に出席するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室等から定期的に報告を受け、法令等遵守及びリスク管理体制等を含む会社の業務及び財産の状況を調査しました。

グループ会社監査の観点からは、子会社の取締役及び監査役等と相互に情報と意見を交換し、内部監査室からグループ会社の監査状況について報告を受けました。また必要に応じて子会社に赴き、その業務の状況を調査しました。

- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月19日

グリー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松島 訓弘 ㊟

監査等委員 島 宏一 ㊟

監査等委員 渡辺 伸行 ㊟

(注) 監査等委員松島訓弘、島宏一及び渡辺伸行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上